

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務づけられています。

適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さんのご協力をお願いします。

保守点検

- ・浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならぬようにするのも重要な作業です。
 - ・10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。
- ※県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

- ・浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
 - ・年に1回以上（全ばっ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。
- ※市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

- ・浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
 - ・最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に行う必要があります、その後は毎年1回受ける必要があります。
- ※県指定検査機関である公益社団法人茨城県水質保全協会（☎029-291-4004）にお申し込みください。

一括契約システム

- ・保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」があります。大変便利なシステムですので、ぜひご利用ください。
- ※現在契約されている保守点検業者、清掃業者または公益社団法人茨城県水質保全協会（☎029-291-4004）にお申し込みください。

【単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換をお願いします】

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活排水は、そのまま放流されてしまいます。生活排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、汚れの量をおよそ8分の1に減らせます。

身近な生活環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

問 茨城県環境対策課 ☎029-301-2966
下水道課庶務G ☎53-7250

下水道への接続のお願い

下水道（公共下水道、農業集落排水処理施設）が整備されると、清潔で快適な水洗トイレの使用ができるようになります。また、家庭からの生活排水がそれぞれの施設で処理され、きれいな水となって河川等に流されるため、悪臭や害虫の発生もなくなり清潔で住みよい環境になります。

しかし、下水道が整備されてもこれを皆さんが有効に利用しなければ、せっかくの施設も十分な効果を発揮することができません。下水道に接続をしていない方は、一日も早い接続をお願いします。

なお、接続工事にあたっては、常陸大宮市排水設備指定工事店へ直接お申し込みください。

問 下水道課庶務G ☎53-7250

県立水戸産業技術専門学院 オープンキャンパス開催

- 開催日時 7月5日（土）・23日（水）、
8月20日（水）
9:30～
 - 場 所 県立水戸産業技術専門学院
 - 体験訓練科 自動車整備科、建築システム科
 - 内 容 キャンパスツアー、体験授業 等
- ※詳しくは下記までお問い合わせください。

問 県立水戸産業技術専門学院
（〒311-1131 水戸市下大野町6342）
☎029-269-2160

